別記４

地域をけん引する経営体確保対策事業

第１　事業の目的

既存産地の再生や新規産地を形成していく上で、自らが有する出荷体制や販路、技術等を、地域の農業者や農業法人に波及あるいは共有し、地域の中核となって産地化を図ることが可能な経営体“地域をけん引する経営体”の参入を進め、この経営体を核とし地域の農業法人・農業者を巻き込んだ産地づくりを推進する。

第２　事業の内容

　　上記の目的を達成するために必要かつ国庫補助事業で対象とならない機械等の整備に要する経費に対し支援を実施する。なお、補助率等は別表４のとおりとする。

第３　事業実施主体

「地域連携・産地づくり計画」の認定を受け、次の全てを満たす者とする。

(1) 交付申請時において、事業担当者（臨時的職員を除く。）が１名以上確保される等、経営管理を含む実施体制が整っていること。

(2) 市町村等の関係機関と連携が図られていること。

(3) 活用農地及び活用土地について、交付申請時までに、農地法（昭和27年法律第229号）若しくは農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）に基づく権利設定・移転、農地転用等、島根県土地利用対策要綱（昭和60年島根県告示第330号）に基づく開発協議等の必要な手続が完了しており、かつ、適正に利用されること。

(4) 事業実施に当たって補助残及び運転資金等の必要な資金が確保されていること。

(5) 交付申請時において、総会若しくは取締役会又は役員会での議決を得ていること。

(6) 製造免許、有資格者の設置等関係法令等に基づく必要な手続き等が完了しているか、又は、事業実施予定期日までに完了することが確実であること。また、事業が免許、法令等に基づき適正に実施・運用されること。

(7) 事業実施主体が農業以外の部門を有している場合は、農業部門と農業以外の部門との経理を区分して行うこと。

(8) ２以上の作目を事業対象とする場合は、作目毎に経理を区分して行うこと。

(9) 農業生産工程管理（ＧＡＰ）によって適切に農場管理を行うこと。または新たに取り組むこと。

なお、農林産物は「安全で美味しい島根の県産品認証制度」（美味しまね認証）の生産工程管理基準に準拠した農場管理に取り組み、交付決定後１年以内（ただし、営農実態がない場合は営農開始後１年以内）に認証を取得すること。

また、非食用農産物の場合は、農林水産省が策定した「国際水準ＧＡＰガイドライン（その他非食用）」に準拠した農場管理に取り組むこと。

(10) 企業の直接進出に当たって定款変更等の必要な手続きが完了していること。

(11) 新たに子会社又は関連会社を設置して進出する場合は、補助金交付申請時までに当該子会社又は関連会社の登記が完了していること。事業所を設置して進出する場合は、県税条例（昭和51年島根県条例第10号）に基づく設置の届出が完了していること。

(12) 進出１年以内に島根県内において認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第１項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第２条の５に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第３条第１項に規定する果樹園経営計画を含む。）の認定を受けた者）となること。

第４　補助対象経費、補助率等

　事業費補助金の対象経費、補助率等は、交付要綱別表４に定めるところによる。

第５　事業の実施手続き

　本事業の実施の手続きは、以下により行うものとする。

（１）事業実施主体が、事業を実施するときには、進出する住所地の市町村長が別に定める交付要綱に基づく交付申請書に、実施計画書（別記４様式第１号）を添付して、市町村長に提出するものとする。

（２）市町村長は、事業実施主体から実施計画書の提出があったときには、これを審査し適当と認めた場合は、交付要綱第３に基づき、交付申請書（様式第１号）に事業実施主体から提出のあった実施計画書（別記４様式第１号）を添付し、隠岐支庁又は農林水産振興センター（以下「センター等」とする）を経由して知事に提出するものとする。

（３）事業実施主体は、交付要綱第４に基づき、重要な変更を行おうとするときには、（１）及び（２）に準じて行うものとし、変更実施計画書（別記４様式第１号）を市町村長に提出するものとする。

（４）市町村長は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱第５に基づき概算払請求書（様式第４号）をセンター等を経由して知事に提出するものとする。

（５）市町村長は、事業が完了したときは要綱第６に基づき、完了報告（様式第５号）をセンター等を経由して知事に提出し、速やかに検査を受けなければならない。

（６）交付要綱第７により行う事業の実績報告は、実績報告書（様式第６号）に別記４様式第１号を添付してセンター等を経由して提出するものとする。

第６　経営状況の報告

　事業実施主体は事業実施年度の翌年度から５年間、別記４様式第４号を、毎年6月末までに市町村を経由して知事に提出するものとする。

第７　事業の実施期間

　令和３年度から令和５年度とする。